

広島県告示第四百七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部を委任させた。

令和三年二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

<p>会計管理者の事務の一部の委任を受けた出納員の職員</p> <p>西部建設事務所に所属する 中 島 茂 樹</p>	<p>委 任 し た 事 務</p> <p>一 西部総務事務所の会計事務（法第百七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。）のうち、広島県西部建設事務所建設総務課（広島県西部建設事務所安芸太田支所を除く。）の分掌事務に係るもの（旅費システムにより処理する旅費係るものを除く。）</p> <p>二 広島県西部建設事務所（支所を除く。）を経由することにより処理する事務に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管</p>	<p>委任した年月日</p> <p>令和三年二月一五日</p>
---	--	---------------------------------